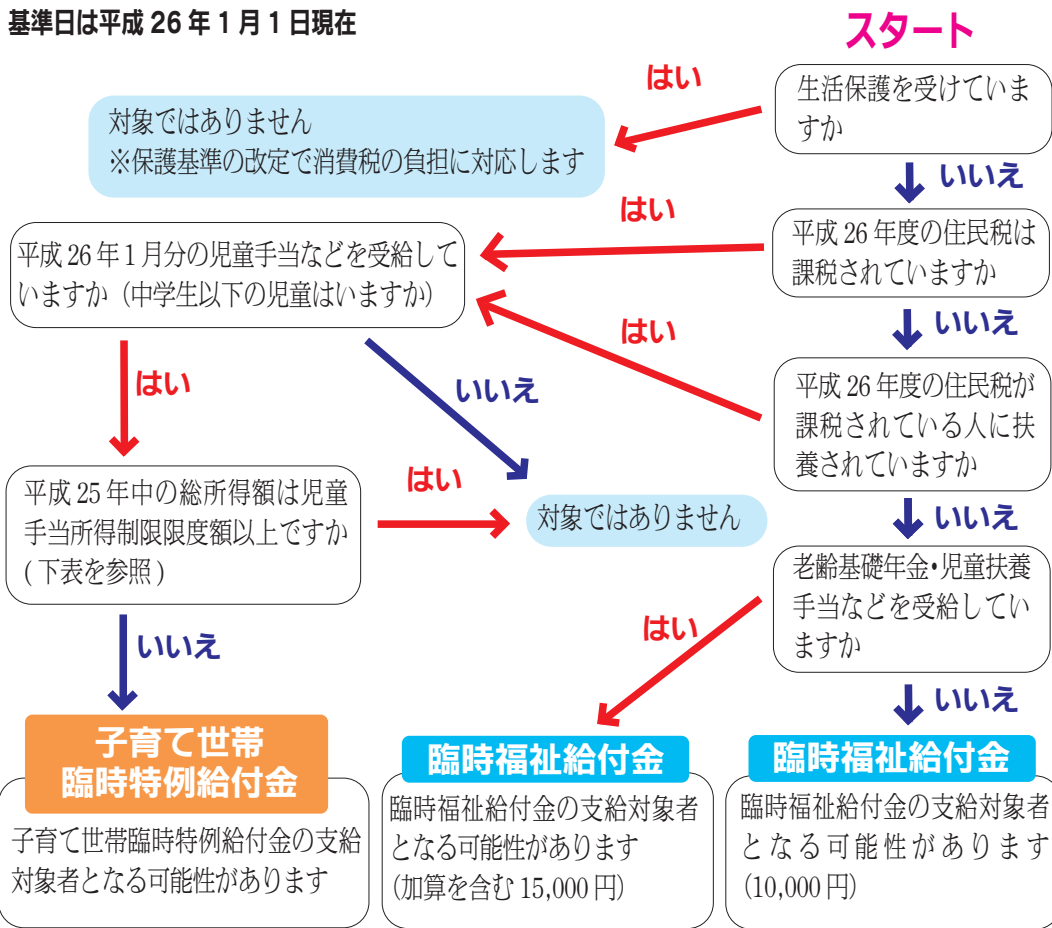


対象者診断チャート

基準日は平成 26 年 1 月 1 日現在



※当チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。ご不明な点はお問い合わせください。

●児童手当所得制限限度額●

扶養親族などの数	所得制限限度額	収入額の目安
0 人	622 万円	833.3 万円
1 人	660 万円	875.6 万円
2 人	698 万円	917.8 万円
3 人	736 万円	960.0 万円
4 人	774 万円	1,002.1 万円
5 人	812 万円	1,042.1 万円

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

みなさんご確認ください



※2月以降の離婚などで児童手当(特例給付)の受給者が変更になった場合も、この給付金の支給対象者は今年1月分の児童手当受給者となります。
●支給対象児童：平成26年1月分の児童手当(特例給付)の支給対象となる児童。
※臨時福祉給付金の対象となる

「臨時福祉給付金」・「子育て世帯臨時特例給付金」

7月上旬から申請受付開始

「臨時福祉給付金」、「子育て世帯臨時特例給付金」とは

今年4月からの消費税引き上げに伴い、所得の低い人への負担の影響を考慮し、暫定的、臨時的な措置として「臨時福祉給付金」を、子育て世帯の家計への負担を緩和するために「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

※受給できる給付金はどちらか一つのみです(臨時福祉給付金が優先)。
※詳しくは左図参照。

臨時福祉給付金

●支給額：支給対象者一人につき一万円。
※高齢基礎年金・児童扶養手当などの受給者は5,000円を加算。

※加算部分のみの支給はできません(年金などを支給しているも、非課税要件を満たしていないければ、臨時福祉給付金の対象にはなりません)。

●平成26年度の住民税(均等割)が課税されていない人。

※課税されている人に扶養されている場合や、生活保護の受給者である場合は対象外です。
※住民登録上、別世帯となつて

いても税法上扶養となつている場合は支給対象外です。
また、基準日以降に死亡した人も対象外です。

同一世帯内に複数の非課税者がいる場合は、代表者(申請者)がまとめて支給人数分を申請することとなります。支給は代表者(申請者)名義の口座に世帯の支給合計額を振り込みます。

子育て世帯臨時特例給付金

●支給額：支給対象児童一人につき一万円。
●平成26年1月分の児童手当(特例給付)受給者で、かつ平成25年中の所得額が児童手当の所得制限額に満たない人(左表参照)。

●2月以降の離婚などで児童手当(特例給付)の受給者が変更になった場合も、この給付金の支給対象者は今年1月分の児童手当受給者となります。
●支給対象児童：平成26年1月分の児童手当(特例給付)の支給対象となる児童。
※臨時福祉給付金の対象となる

児童および生活保護受給者となっている児童などは除く。
※基準日以降に死亡した児童は、支給対象外です。

両給付金共通

●基準日：平成26年1月1日。
●申請期間：7月上旬から受け付けを開始し、申請期限は10月31日(金)です。申請期限後の受け付けはできません。
●申請方法：支給対象者がいると思われる世帯には、市から申請書を送付します。必要事項を記入し、必要書類を添付の上、左記まで提出してください(郵送可)。

●公務員で子育て世帯臨時特例給付金の対象となる人は、職場から配布される専用の申請書での申請になります。
※申請後の審査の結果、非課税要件や所得制限要件などにより、

必ずしも給付金が支給されるとは限りません。
●申請先：基準日に住民登録のある市区町村。
●支給時期：支給対象者には申請受け付け後、約一カ月〜一カ月半の間で指定の口座へ振り込みます。また、支給決定通知もしくは不支給決定通知を送付します。

配偶者からの暴力を理由に避難されている人へ

DV(家庭内暴力)により住民登録を移すことができない人で保護命令などの証明書がある場合はご相談ください。
●【給付金申請】社会福祉課臨時福祉給付・子育て世帯臨時特例給付班(☎内線209)211)、【給付金制度】厚生労働省専用ダイヤル(☎0570-10371192)。

市長と語る

タウンミーティング開催

小・中学校普通教室へのエアコン導入ほか

市民のみなさんとの協働によるまちづくりを進めるため、市長が市民のみなさんと直接対話し、ご意見を伺います。
時・場下参照。

④テーマ「小・中学校普通教室へのエアコン導入」ほか。
※駐車場に限りがあるので、公共交通機関をご利用ください。



市民に説明する板倉市長

●タウンミーティング開催日程●

日時	場所
7月12日(土)・①午前10時～、②午後2時～	①ふれあい文化館・多目的室(原)
	②ふれあいセンターいんば・会議室1・2(美瀬)
7月13日(日)・①午前10時～、②午後2時～	①文化ホール・多目的室(大森)
	②中央駅前地域交流館・2号館会議室5(中央南)